

審査結果の要旨

氏名 金 正勲

欧米には日韓両国の労使関係や社会保障制度を同一類型に属すると考える研究者も少なくない。さすがに日本の研究者には、この種の考えを採る者は少ないが、逆に、日本の労使関係が協調的であるのに対して、韓国のそれは対決的であるといった特徴づけもある。これまでの労働社会学で韓国の労働問題が十分には研究されてこなかった結果である。本論文は、このような研究状況のなか、1987年の民主化以降の韓国の労働問題（労使関係・賃金・世論の見方など）を、日韓両国における既存研究、著者自身による聞き取り調査、文献資料などを利用しながら、戦後日本の民主化過程における労働問題と比較対照しつつ、その特徴を明らかにしようとしたものである。

日韓両国はそれぞれの民主化の過程で労働組合活動の自由が拡大したが、第1章では両国の民主化のプロセスの違いを明らかにする。日本ではGHQの指令によって労働基本権の保障が一気に進み、その後のいわゆる「逆コース」で、その一部が制限されたが、韓国では民主化の当初は労働法のなかに権利を制限する条項が一部残っていたものの、その後、漸進的に権利の拡大が進み、日本の状況に近づいた。

労働組合の日本的特徴とされてきた「企業別組合」が産業化後発国ではむしろ自然であるとの立場から、第2,3章では、日韓両国の民間大企業の労使関係を分析する。日本の組合が工員と職員を含み、経営参加への志向を持ったのに対し、韓国の組合は工員中心で、企業民主化への志向は弱く、処遇改善の要求が強かった。第3,4章は賃金問題を分析する。日本では生産性賃金論の登場によって春闘のような賃金の社会的調整が制度化されたのに対して、韓国では賃金交渉における政府の役割が大きく、その種のメカニズムは制度化されなかった。しかし1997年のIMF危機以後は政府による賃金交渉への介入が減じ、労働市場にも変化が生じたため賃金の社会的調整自体への関心が薄れた。第6章は新聞の社説を通して組合に対する世論を見る。日本では労働基本権の保障が民主主義の前提とされる一方、組合の政治活動の過剰が民主主義への脅威との論調が強かったのに対し、韓国では労働基本権の要求自体が過剰な政治活動と非難されることがあった。

本論文の審査の過程では、異なる時期の民主化を比較することの是非、民主化以外の変数の統制のされ方などについて疑問も出された。しかし対決的と一括されることのある韓国にも協調的な労使関係を築いている大企業があること、韓国的とされる特徴も時間の流れのなかで変化しつつあり、とくにIMF危機の前後での変化が大きいことなど、1987年の民主化以後の韓国における労働問題の動きを、日本を準拠点としながら、従来のステロタイプにとらわれることなく明らかにしている点は評価できる。

よって当審査委員会は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するに値するとの結論に到達した。